

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と阪神高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第１４条第４項の次に次の１項を加える。

- ５ 機構は、前項の助成金を機構と協定を締結している他の高速道路会社にも交付することができるものとする。

別紙１－４、別紙１－１２、別紙１－１３、別紙１－１４を次のとおり改める。

別紙1－4

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

大阪市道高速道路淀川左岸線
(大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

大阪市道高速道路淀川左岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府大阪市此花区高見一丁目	から
大阪府大阪市北区豊崎六丁目	まで

(ロ) 延長

大阪府大阪市此花区高見一丁目	から	4. 4	キロメートル
大阪府大阪市北区豊崎六丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 大阪府大阪市北区豊崎六丁目	第2種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 大阪府大阪市北区豊崎六丁目	60	4. 4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 25 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府大阪市此花区高見一丁目	から	4車線	4車線	
大阪府大阪市北区豊崎六丁目	まで			

(ト)路肩の標準幅員

大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1. 25	0. 75	2. 00	
トンネル部分	—	—	1. 25	0. 75	2. 00	
橋梁高架部分	—	—	1. 25	0. 75	2. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 から	2.00 メートル(土工部)	
大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	2.00 メートル(橋梁部)	
	2.00 メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	海老江北路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区海老江六丁目付近	立体接続	海老江北路(仮称)
大阪都市計画道路西野田中津線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀出路(仮称)
大阪市道堂島十三線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道176号(十三ハイパス)	大阪市北区中津七丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道423号(新御堂筋)	大阪市北区豊崎七丁目付近	立体接続	豊崎出入路(仮称)
一般国道1号(淀川左岸線延伸部)	大阪市北区豊崎六丁目付近	平面接続	本線

(4)工事予算

59,463 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

別 紙 1

イ 大阪府大阪市此花区高見一丁目84－19から大阪府大阪市此花区高見一丁目84－12まで
昭和 63 年 2 月 10 日

ロ 大阪府大阪市此花区高見一丁目84－12から大阪府大阪市福島区海老江六丁目124まで
令和 8 年 4 月 1 日

ハ 大阪府大阪市福島区海老江六丁目124から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで
令和 10 年 4 月 1 日

・なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

令和 15 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

69, 266 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 66, 033 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**一般国道1号(淀川左岸線延伸部)
(大阪府大阪市鶴見区緑地公園から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで)に関する**

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号

(有料道路名：淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府大阪市鶴見区緑地公園	から
大阪府大阪市北区豊崎六丁目	まで

(ロ) 延長

大阪府大阪市鶴見区緑地公園	から	7.6	キロメートル
大阪府大阪市北区豊崎六丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大阪府大阪市鶴見区緑地公園	から	第2種第2級	道路構造令
大阪府大阪市北区豊崎六丁目	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府大阪市鶴見区緑地公園	から	60	7. 6	
大阪府大阪市北区豊崎六丁目	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 25 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府大阪市鶴見区緑地公園	から	4車線	4車線	
大阪府大阪市北区豊崎六丁目	まで			

(ト)路肩の標準幅員

大阪府大阪市鶴見区緑地公園から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 25	0. 75	2. 00	
橋梁高架部分	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 から	— メートル(土工部)	
大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	— メートル(橋梁部)	
	— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号(淀川左岸線延伸部)	大阪市鶴見区緑地公園付近	平面接続	本線(西日本高速道路株式会社)
大阪市道鶴見区第9001号線	大阪市鶴見区横堤五丁目付近	立体接続	内環出路(仮称)
大阪市道鶴見区第9001号線	大阪市鶴見区横堤四丁目付近	立体接続	内環入路(仮称)
一般国道423号(新御堂筋)	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第1出入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第2出入路(仮称)
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	平面接続	本線

(4)工事予算

162, 949 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

別 紙 1

イ 大阪府大阪市鶴見区緑地公園から大阪府大阪市都島区友渚町二丁目まで
令和 12 年 4 月 1 日

ロ 大阪府大阪市都島区友渚町二丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで
平成 29 年 4 月 21 日

・なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

195, 301 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 186, 584 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**一般国道2号(大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄))
(兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで)に関する**

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号

(有料道路名 : 大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目	から
兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目	まで

(ロ) 延長

兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目	から	14.5	キロメートル
兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間			道路の区分	摘 要
I	兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目	から まで	第2種第1級	道路構造令
II	兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目 兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目	から まで	第2種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
I	兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目	から まで	80	13. 1	
II	兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目 兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目	から まで	60	1. 4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

3. 25メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間			工事施工	用地買収	摘 要
I	兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目	から	6車線	6車線	
	兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目	まで			
II	兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目	から	4車線	4車線	
	兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目	まで			

(ト)路肩の標準幅員

I 兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	0. 75	2. 50	

別 紙 1

Ⅱ 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目から兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 25	0. 75	2. 00	
橋梁高架部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	0. 75	2. 50	

(チ)付加車線の標準幅員

—

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間			幅員		摘要
Ⅰ	兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目	から	—	メートル(土工部)	
	兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目	まで	2. 25	メートル(橋梁部)	
			—	メートル(掘割部)	
Ⅱ	兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目	から	—	メートル(土工部)	
	兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目	まで	2. 25	メートル(橋梁部)	
			—	メートル(掘割部)	

別 紙 1

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東一丁目付近	平面接続	本線
臨港道路	神戸市東灘区向洋町西二丁目付近	立体接続	六甲アイランド西出入路(仮称)
臨港道路	神戸市中央区港島四丁目付近	立体接続	ポートアイランド東出入路(仮称)
臨港道路	神戸市中央区港島中町八丁目付近	立体接続	ポートアイランド西出入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区南駒栄町付近	立体接続	駒栄(南向き)出入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区南駒栄町付近	立体接続	駒栄(北向き)入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区駒栄町一丁目付近	立体接続	駒栄(北向き)出路(仮称)
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区西尻池町五丁目付近	平面接続	本線

(4)工事予算

254, 549 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

別 紙 1

イ 兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から兵庫県神戸市東灘区向洋町西一丁目まで
平成 29 年 4 月 21 日

ロ 兵庫県神戸市東灘区向洋町西一丁目から兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目まで
令和 8 年 4 月 1 日

ハ 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目から兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで
平成 29 年 4 月 21 日

・なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、会社が公共事業者から事業引継を受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

309, 069 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 295, 210 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**一般国道43号(名神湾岸連絡線)
(兵庫県西宮市今津社前町から兵庫県西宮市西宮浜二丁目まで)に関する**

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道43号
(有料道路名：名神湾岸連絡線)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

兵庫県西宮市今津社前町	から
兵庫県西宮市西宮浜二丁目	まで

(ロ) 延長

兵庫県西宮市今津社前町	から	2. 4 キロメートル
兵庫県西宮市西宮浜二丁目	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ)道路の区分 A規格ランプ

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県西宮市今津社前町	から	60	1. 6	
兵庫県西宮市西宮浜一丁目	まで			
兵庫県西宮市西宮浜一丁目	から	40	0. 8	
兵庫県西宮市西宮浜二丁目	まで			

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県西宮市今津社前町	から	1方向2車線	1方向2車線	
兵庫県西宮市今津社前町	まで			
兵庫県西宮市今津社前町	から	2方向分離2車線	2方向分離2車線	
兵庫県西宮市西宮浜一丁目	まで			
兵庫県西宮市西宮浜一丁目	から	1方向2車線	1方向2車線	
兵庫県西宮市西宮浜二丁目	まで			

(ト)路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	2. 50×2	5. 00	0. 75	0. 75	1. 50	

(チ)付加車線の標準幅員

(リ)中央帯の標準幅員

2. 50メートル

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道43号(名神湾岸連絡線)	西宮市今津社前町付近	平面接続	本線(西日本高速道路株式会社)
兵庫県道高速大阪西宮線	西宮市今津久寿川町付近	立体接続	西宮ジャンクション(仮称)
兵庫県道高速湾岸線	西宮市西宮浜二丁目付近	立体接続	西宮浜ジャンクション(仮称)
兵庫県道芦屋鳴尾浜線	西宮市西宮浜一丁目付近	立体接続	名湾西宮浜入路(仮称)
兵庫県道芦屋鳴尾浜線	西宮市西宮浜二丁目付近	立体接続	名湾西宮浜出路(仮称)

(4)工事予算

50, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手予定年月日

イ 兵庫県西宮市今津社前町付近(兵庫県道高速大阪西宮線接続部)
令和 10 年 4 月 1 日

ロ 兵庫県西宮市今津社前町から兵庫県西宮市朝凪町地先まで
令和 13 年 4 月 1 日

ハ 兵庫県西宮市朝凪町地先から兵庫県西宮市西宮浜二丁目まで
令和 10 年 4 月 1 日

・なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、会社が公共事業者から事業引継を受ける予定年月日をいう

② 工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

62, 060 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 59, 346百万円)(消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	3,743
H19	2,992
H20	6,361
H21	7,254
H22	12,144
H23	7,500
H24	8,568
H25	13,105
H26	12,518
H27	38,551
H28	12,426
H29	15,637
H30	17,461
R1	21,901
R2	18,896
R3	25,404
R4	32,647
R5	35,033
R6	21,621
R7	32,258
R8	59,691
R9	55,475
R10	46,372
R11	33,925
R12	15,989
R13	16,003
R14	16,389
R15	17,116
R16	17,631
R17	18,238
R18	18,327
R19	19,556
R20	19,647
R21	19,693
R22	19,728
R23	19,710
R24	19,714
R25	20,065
R26	20,339
R27	20,494
R28	20,697
R29	20,713
R30	20,712
R31	20,709
R32	20,709
R33	20,733
R34	21,478
R35	21,795
R36	21,795
R37	21,795
R38	21,795
R39	21,795
R40	21,795
R41	21,795
R42	21,795
R43	21,795
R44	21,795
R45	21,795
R46	21,795
R47	21,795
R48	21,795
R49	21,795
R50	21,795
R51	21,795
R52	21,795

(注1)平成18年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している。

(注2)上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

(注3)特定更新等工事に要する費用に係る額を除く。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第 6 条第 1 項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

債務引受限度額	7,338
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

阪神高速道路株式会社に対する無利子貸付計画

(百万円、消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H18	15,572
H19	20,158
H20	18,418
H21	15,105
H22	16,916
H23	18,536
H24	20,500
H25	14,214
H26	13,842
H27	10,998
H28	3,876
H29	3,510
H30	3,078
R1	2,886
R2	624
R3	462
R4	228
R5	42
R6	42
R7	42
R8	42
R9	114
R10	282
R11	450
R12	630
R13	714
R14	732
R15	0
R16	0
R17	0
R18	0
R19	0
R20	0
R21	0
R22	0
R23	0
R24	0
R25	0
R26	0
R27	0
R28	0
R29	0
R30	0
R31	0
R32	0
R33	0
R34	0
R35	0
R36	0
R37	0
R38	0
R39	0
R40	0
R41	0
R42	0
R43	0
R44	0
R45	0
R46	0
R47	0
R48	0
R49	0
R50	0
R51	0
R52	0

(注)平成18年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

阪神高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(百万円、消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(147, 723) 147, 723	(19, 829) 10, 732	(111, 997) 121, 107	(4, 206) 3, 599	(107, 791) 117, 508
H 1 9	(146, 986) 146, 986	(19, 718) 10, 672	(111, 371) 134, 633	(4, 182) 4, 001	(107, 189) 130, 632
H 2 0	(146, 498) 137, 970	(19, 644) 9, 938	(110, 956) 126, 415	(4, 167) 3, 757	(106, 790) 122, 658
H 2 1	(131, 661) 119, 397	(17, 413) 8, 426	(98, 352) 109, 678	(3, 693) 3, 260	(94, 659) 106, 418
H 2 2	(135, 455) 121, 332	(22, 761) 8, 583	(128, 563) 96, 865	(4, 828) 2, 879	(123, 735) 93, 986
H 2 3	(127, 152) 127, 152	(11, 676) 9, 024	(131, 769) 101, 835	(3, 916) 3, 026	(127, 853) 98, 809
H 2 4	(130, 237) 132, 318	(9, 193) 9, 362	(103, 743) 105, 654	(3, 083) 3, 140	(100, 659) 102, 514
H 2 5	(135, 875) 135, 875	(9, 652) 9, 652	(108, 922) 108, 922	(3, 237) 3, 237	(105, 685) 105, 685
H 2 6	(142, 506) 139, 934	(10, 242) 10, 033	(115, 586) 113, 223	(3, 435) 3, 365	(112, 151) 109, 859
H 2 7	(137, 374) 137, 374	(9, 749) 9, 749	(110, 023) 110, 023	(3, 270) 3, 270	(106, 753) 106, 753
H 2 8	(142, 222) 137, 736	(10, 144) 9, 779	(114, 476) 110, 355	(3, 402) 3, 280	(111, 074) 107, 075
H 2 9	(148, 240) 149, 946	(10, 634) 10, 773	(120, 004) 121, 571	(3, 566) 3, 613	(116, 438) 117, 958
H 3 0	(153, 444) 153, 444	(11, 058) 11, 058	(124, 785) 124, 785	(3, 708) 3, 708	(121, 076) 121, 076
R 1	(152, 896) 149, 913	(10, 091) 9, 849	(113, 881) 111, 141	(3, 384) 3, 303	(110, 497) 107, 838
R 2	(152, 957) 132, 085	(9, 950) 8, 251	(112, 283) 93, 110	(3, 337) 2, 767	(108, 946) 90, 343
R 3	(136, 680) 136, 680	(8, 573) 8, 573	(96, 746) 96, 746	(2, 875) 2, 875	(93, 870) 93, 870
R 4	(144, 658) 144, 658	(9, 175) 9, 175	(103, 545) 103, 545	(3, 077) 3, 077	(100, 467) 100, 467
R 5	(144, 419) 144, 419	(9, 432) 9, 432	(106, 441) 106, 441	(3, 163) 3, 163	(103, 278) 103, 278
R 6	(149, 143) 149, 143	(9, 311) 9, 311	(105, 075) 105, 075	(3, 123) 3, 123	(101, 953) 101, 953
R 7	(148, 207) 154, 220	(9, 235) 9, 724	(104, 216) 109, 739	(3, 097) 3, 261	(101, 118) 106, 478
R 8	155, 659	9, 841	111, 061	3, 301	107, 760
R 9	154, 499	9, 747	109, 995	3, 269	106, 726
R 1 0	155, 423	9, 822	110, 844	3, 294	107, 550
R 1 1	156, 134	9, 880	111, 497	3, 314	108, 184
R 1 2	156, 706	9, 927	112, 023	3, 329	108, 694
R 1 3	157, 989	10, 031	113, 201	3, 364	109, 837
R 1 4	179, 527	11, 784	132, 986	3, 952	129, 034
R 1 5	185, 759	12, 292	138, 711	4, 122	134, 588
R 1 6	189, 242	12, 575	141, 910	4, 217	137, 693
R 1 7	190, 528	12, 680	143, 092	4, 253	138, 839
R 1 8	189, 856	12, 625	142, 474	4, 234	138, 240
R 1 9	189, 128	12, 566	141, 806	4, 214	137, 591
R 2 0	188, 690	12, 530	141, 403	4, 202	137, 201
R 2 1	188, 721	12, 533	141, 432	4, 203	137, 228
R 2 2	187, 285	12, 416	140, 113	4, 164	135, 949
R 2 3	185, 175	12, 244	138, 174	4, 106	134, 068
R 2 4	183, 676	12, 122	136, 797	4, 065	132, 732
R 2 5	182, 490	12, 025	135, 708	4, 033	131, 675
R 2 6	180, 367	11, 853	133, 758	3, 975	129, 783
R 2 7	179, 050	11, 745	132, 548	3, 939	128, 609
R 2 8	177, 832	11, 646	131, 429	3, 906	127, 523
R 2 9	177, 005	11, 579	130, 669	3, 883	126, 786
R 3 0	174, 695	11, 391	128, 547	3, 820	124, 727
R 3 1	172, 927	11, 247	126, 923	3, 772	123, 151
R 3 2	171, 455	11, 127	125, 571	3, 732	121, 839
R 3 3	170, 327	11, 035	124, 535	3, 701	120, 834
R 3 4	168, 051	10, 850	122, 444	3, 639	118, 805
R 3 5	166, 370	10, 713	120, 900	3, 593	117, 307
R 3 6	164, 870	10, 591	119, 522	3, 552	115, 970
R 3 7	164, 132	10, 531	118, 844	3, 532	115, 312
R 3 8	161, 930	10, 352	116, 821	3, 472	113, 350
R 3 9	160, 457	10, 232	115, 468	3, 432	112, 037
R 4 0	159, 152	10, 126	114, 270	3, 396	110, 874
R 4 1	158, 377	10, 063	113, 558	3, 375	110, 183
R 4 2	156, 819	9, 936	112, 127	3, 332	108, 794
R 4 3	155, 321	9, 814	110, 750	3, 291	107, 459
R 4 4	154, 167	9, 720	109, 690	3, 260	106, 430
R 4 5	153, 263	9, 646	108, 860	3, 235	105, 625
R 4 6	151, 215	9, 480	106, 979	3, 179	103, 799
R 4 7	149, 747	9, 360	105, 630	3, 139	102, 491
R 4 8	148, 491	9, 258	104, 476	3, 105	101, 371
R 4 9	147, 704	9, 194	103, 753	3, 083	100, 670
R 5 0	145, 400	9, 006	101, 637	3, 021	98, 616
R 5 1	143, 430	8, 846	99, 827	2, 967	96, 861
R 5 2	105, 832	5, 786	65, 290	1, 940	63, 350

(注)平成18年度から令和6年度の上段()内は計画値、下段は実績値を、令和7年度上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

阪神高速道路株式会社における計画料金収入

(百万円、消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(189,911) 189,740
H 1 9	(190,640) 189,834
H 2 0	(191,065) 180,626
H 2 1	(177,337) 163,300
H 2 2	(181,344) 165,408
H 2 3	(168,254) 169,546
H 2 4	(171,685) 175,483
H 2 5	(178,428) 177,934
H 2 6	(184,388) 179,972
H 2 7	(182,758) 181,526
H 2 8	(188,628) 182,255
H 2 9	(192,290) 195,919
H 3 0	(198,808) 197,354
R 1	(199,141) 194,167
R 2	(199,057) 176,194
R 3	(187,980) 187,406
R 4	(195,791) 194,541
R 5	(196,737) 196,102
R 6	(202,308) 203,923
R 7	(203,121) 211,166
R 8	211,352
R 9	212,299
R 1 0	203,833
R 1 1	203,934
R 1 2	204,047
R 1 3	204,407
R 1 4	229,712
R 1 5	236,421
R 1 6	240,133
R 1 7	241,378
R 1 8	239,861
R 1 9	239,005
R 2 0	238,150
R 2 1	237,946
R 2 2	236,469
R 2 3	234,757
R 2 4	233,077
R 2 5	232,032
R 2 6	229,746
R 2 7	228,096
R 2 8	226,476
R 2 9	225,474
R 3 0	223,237
R 3 1	221,647
R 3 2	220,058
R 3 3	219,070
R 3 4	216,911
R 3 5	215,352
R 3 6	213,824
R 3 7	212,880
R 3 8	210,768
R 3 9	209,271
R 4 0	207,773
R 4 1	206,843
R 4 2	204,809
R 4 3	203,342
R 4 4	201,876
R 4 5	200,837
R 4 6	198,697
R 4 7	197,108
R 4 8	195,519
R 4 9	194,494
R 5 0	192,372
R 5 1	190,782
R 5 2	189,193

(注) 平成18年度から令和6年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和7年度上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙 8

(協定第 1 2 条関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 9 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

料金の額及びその徴収期間

〔1〕 基本料金の額

阪神高速道路（本協定第3条に掲げる路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

一. 1キロメートル当たりの料金の額と固定額

（1） 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

（注） 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

（2） 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する固定額は、250円とする。

二. 適用方法

（1） 利用距離

阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の利用距離は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。

（注）

A 利用距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する利用距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

- a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行したときの最短経路により算出した距離を利用距離とする。
- b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を利用距離とする。
- c: 実際に通行した阪神高速道路の入口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）及び阪神高速道路の出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）による利用距離に比して、当該入口の直前の入口等又は当該出口の直後の出口等を採用した場合の利用距離が短くなる場合については、当該直前の入口等又は当該直後の出口等を利用したものとして利用距離を適用する。ただし、実際に通行した入口等及び出口等が、当該利用距離を適用する入口等及び出口等相互間の最短経路上に存在する経路に限る。
- d: 記〔7〕一により通行する場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでの利用距離と引き続いて阪神高速道路に再流入してからの利用距離を合算した距離を利用距離とする。なお、記〔7〕一により通行する場合の経路〔ただし、神戸市道生田川箕谷線（全線を通行する経路に限る。）と兵庫県道高速神戸西宮線とを引き続いて通行する場合は除く。〕は、aに規定する出入口等の相互間の経路に含めない。
- B 現金車〔E T C車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車という。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕及びE T C車以外の自動車であって、E T C専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するE T C専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車という。以下同じ。〕は、入口等から利用可能（記〔7〕一に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。）な最遠の出口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とする。
- C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に届出をする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の利用距離に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額＝ $L R + F$ （単位：円）

注）上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：出入口等の相互間の利用距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

（3）料金調整

① 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をC、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B及びCの走行により迂回走行した自動車が、Cにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向にDまで走行した場合の料金の額について、AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算した利用距離に応じて、記〔1〕一並びに二（1）及び（2）又は記〔2〕により算出された料金の額を徴収する。

② 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

阪神高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第8号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる阪神高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に機構に届け出るものとする。

〔2〕ETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外の自動車が進入し通行する場合における料金の額

一．1回当たりの料金の額

記〔1〕にかかわらず、別添2に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外の自動車が進入した場合において、当該出入口等から退出できずにやむを得ず阪神高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を利用距離とし、記〔1〕二（2）の計算式により算出した額とする。

ただし、別添3に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離を利用距離とする。

なお、適用した料金の額が下表に掲げる額に満たない場合は、下表1の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表1

車種区分	料金の額（円）
------	---------

軽自動車等	251. 5488
普通車	276. 9360
中型車	302. 3232
大型車	359. 4444
特大車	499. 0740

また、適用した料金の額が下表に掲げる額を超える場合は、下表 2 の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表 2

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	1448. 88
普通車	1773. 60
中型車	2098. 32
大型車	2828. 94
特大車	4614. 90

(注)

別添 2 又は別添 3 に掲げる出入口等を E T C 専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に機構に届出を行うものとする。

二. 特例措置

- (1) 記〔4〕二の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、記一に定める料金の額に対して、記〔4〕二に定める割引を適用した額を料金の額とする。
- (2) 記〔4〕十二の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、会社が別に定める日までの間は、記一に定める料金の額が記〔4〕十二の表 2 に掲げる割引後の額を超える場合は、記〔4〕十二の表 2 に掲げる時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用する。

〔3〕 特別の措置

一. 下限料金の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない場合は、記〔1〕にかかわらず、下表 1 の車種区分に応じた料金の額を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表 1

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

(注)

A 現金車は、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添 3 に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とし、その利用距離に応じて料金の額を適用する。

ただし、記〔1〕に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合は、上表 1 の料金の額を適用する。

B 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添 2 又は別添 3 に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に機構に届出をする。

二. 相互利用時の料金の額

(1) 一般国道 2 号（第二神明道路）との相互利用区間の料金の額

下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記〔1〕、〔2〕及び〔3〕一にかかわらず、一般国道 2 号（第二神明道路）との通行を 1 回の利用としたうえで、一般国道 2 号（第二神明道路）の料金の額を含め、西日本高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用した額とする。

路線名	相互利用区間の料金を徴収する区間
兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線	伊川谷 JCT から永井谷 JCT までの区間及び垂水 JCT から名谷 JCT までの区間の全部又は一部

(2) 一般国道 1 号（淀川左岸線延伸部）相互利用時の料金の額

阪神高速道路を通行する自動車が、西日本高速道路株式会社の管理する一般国道 1 号（淀川左岸線延伸部）（以下「西日本高速分（左岸）」という。）を連続して通行する場合は、記〔1〕二（1）又は記〔2〕一に定める利用距離と西日本高速分（左岸）の利用距離を通算し、当

該通行を1回の利用としたうえで、西日本高速分（左岸）を含め、記〔1〕及び〔2〕に基づき算出した料金の額とする（記〔4〕において同じ。）。

（3）一般国道43号（名神湾岸連絡線）相互利用時の料金の額

阪神高速道路を通行する自動車が、西日本高速道路株式会社の管理する一般国道43号（名神湾岸連絡線）（以下「西日本高速分（名湾）」という。）を連続して通行する場合は、記〔1〕二（1）又は記〔2〕一に定める利用距離と西日本高速分（名湾）の利用距離を通算し、当該通行を1回の利用としたうえで、西日本高速分（名湾）を含め、記〔1〕及び〔2〕に基づき算出した料金の額とする（記〔4〕において同じ。）。

三．神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

記〔1〕及び〔2〕にかかわらず、神戸市道生田川箕谷線のみを通行する道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車の料金の額は、47．619円を適用する。

〔4〕基本料金及び特別の措置における割引

一．上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車

（2）割引後の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、下表1の車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表1

車種区分	割引後の額（円）
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

二. 障害者割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード〔建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したETCシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。〕を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうと

する場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

(2) 割引率

割引率は50%以下とする。

三. ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）。ただし、記〔3〕二（1）の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

割引率は39%以下とする。

四. 環境ロードプライシング割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔7〕一に定める通行方法による場合を含む。）する自動車〔ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のうち摩耶出入口から西宮IC出入口までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線、大阪府道高速大阪西宮線、一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）又は一般国道43号（名神湾岸連絡線）を通行する場合は除く。〕並びに大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち天保山出入口から鳴尾浜出入口までの区間の全部又は一部の区間及び大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港JCT（淀川左岸舞洲出入口を含む。）から大開出入口までの区間の全部又は一部の区間を通行する自動車（ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。）で、次に掲げるもの

① 大型車及び特大車

② 中型車のうちETCコーポレートカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車（以下、（2）において「登録中型車」という。）

ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

(2) 割引率等

① 割引率

割引率は30%とする。ただし、下表1に掲げる利用区間を通行する場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引率を適用する。

表1

利用区間	割引率	
	大型車及び特大車	登録中型車
兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から南芦屋浜出入口までの一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港JCTから大開出入口までの区間を越えて連続して通行（記〔7〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくうJCTまでの区間の出入口を起着点とする場合は除く。	15%	
兵庫県道高速湾岸線のうち西宮浜出入口を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港JCTから大開出入口までの区間を越えて連続して通行する場合	10%	
大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくうJCTまでの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間と連続して通行（記〔7〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合は除く。		

② 割引後の額

下表2に掲げる利用区間を通行する場合には、記①本文の割引率を適用した割引後の額が下表2に掲げる区分に応じた割引後の額を超える場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引後の額を適用する。

表2

利用区間	割引後の額（円）	
	大型車及び特大車	登録中型車
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎末広出入口（東行出口及び西行入口に限る。）又は尼崎東海岸出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち南芦屋浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔7〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合	933.333	466.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔7〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から鳴尾浜出入口までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	666.666	333.333
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ及び鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	533.333	266.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ又は鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部若しくは一部の区間のみを通行する場合	266.666	133.333

五. 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cコーポレートカードを会社が別に定めるところにより使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔3〕二（1）の区間のみを通行する自動車を除く。

（2）割引率

① 車両単位割引

イ 記（1）の自動車が使用するE T Cコーポレートカード1枚ごとに徴収する料金の額の1ヵ月の合計額に応じて、下表1に掲げる

割引率を適用する。ただし、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から令和14年3月31日までの間にあっては、下表1にかかわらず、下表2に掲げる割引率を適用する。

- ロ 平成29年6月1日以降会社が別に定める日から令和14年3月31日までの間〔ただし、下表3の兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道2号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間にあっては、一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）の供用開始の期日の前日までの間に限る。〕においては、イに加えて、同表に掲げる路線のみの通行（同表に掲げる路線のみを連続して通行する場合を含む。）に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表4に掲げる割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表1

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%
10,000円超～35,000円以下の部分	6%
35,000円超～70,000円以下の部分	8%
70,000円を超える部分	13%

表2

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	10%
10,000円超～30,000円以下の部分	20%
30,000円を超える部分	25%

表3

路線名
大阪府道高速大阪松原線のうち大阪府道高速大和川線との分合流部から松原JCTまでの区間
大阪府道高速湾岸線

大阪府道高速大和川線
大阪市道高速道路淀川左岸線
兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道２号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間
兵庫県道高速湾岸線
神戸市道高速道路２号線
兵庫県道高速北神戸線
神戸市道高速道路北神戸線

表４

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	10%

② 契約単位割引

イ 利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の阪神高速道路における月間利用額の合計額が１００万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が５，０００円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、１０％の割引率を適用する。

ロ この割引は令和１４年３月３１日までとする。

六. 大阪都心流入割引については、以下のとおりとする。

(１) 割引を適用する自動車

ＥＴＣ車

(２) 割引を適用する利用距離

下表のＡ欄に掲げる西日本高速道路株式会社又は会社が管理する道路、Ｂ欄に掲げる西日本高速道路株式会社が管理する区間及びＣ欄に掲げるジャンクションを連続して通行〔記〔７〕一により通行する場合の通行〔ただし、神戸市道生田川箕谷線（全線を通行する経路に限る。）と兵庫県道高速神戸西宮線とを引き続いて通行する場合は除く。〕を除く。以下同じ。〕し、Ｄ欄に掲げる出入口等を利用した場合（ただし、Ｂ欄に記載が無い場合は、Ａ欄に掲げる西日本高速道路株式会社又は会社が管理する道路及びＣ欄に掲げるジャンクションを連続して通行

し、D欄に掲げる出入口等を利用した場合）の出入口等の相互間の距離（A欄の大阪府道高速大阪東大阪線を通行し、当該通行において会社が管理する道路の通行が2回となる場合は、これを1回の通行とみなす。）は、それぞれE欄に掲げる利用距離を適用する。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、同表について軽微な変更を行う場合には、事前に機構に届出をする。

A	B	C	D	E
一般国道1号（第二京阪道路）〔ただし、ETC2.0車以外のETC車は、当該道路の出入口（一般国道1号（油小路線）との接続部を除く。）を起点又は終点とする場合に限る。〕	門真ジャンクションから守口ジャンクションまで	守口JCT	北浜、本町、道頓堀、夕陽丘（出口に限る）、なんば、信濃橋（出口に限る）、土佐堀又は湊町（出口に限る）	9.1km
	門真ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	東大阪JCT		
	門真ジャンクションから松原ジャンクションまで	松原JCT		
	門真ジャンクションから守口ジャンクションまで	守口JCT	堂島、高麗橋、長堀、高津、夕陽丘（入口に限る）、えびす町、四ツ橋、信濃橋（入口に限る）又は湊町（入口に限る）	8.6km
	門真ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	東大阪JCT		
	門真ジャンクションから松原ジャンクションまで	松原JCT		
大阪府道高速大阪東大阪線のうち一般国道163号（第二阪奈道路）との接続部から東大阪JCTまでの区間	東大阪ジャンクションから守口ジャンクションまで	守口JCT	北浜、本町、道頓堀、夕陽丘（出口に限る）、なんば、信濃橋（出口に限る）、土佐堀又は湊	A欄に掲げる道路の通行時に、中野入口を利用した場合10.0km、水

	—	東大阪 J C T	町（出口に限る）	走入口を利用した場合 12. 1km、一般国道 163 号（第二阪奈道路）との接続部を利用した場合 12. 7km
	東大阪ジャンクションから松原ジャンクションまで	松原 J C T		
	東大阪ジャンクションから守口ジャンクションまで	守口 J C T	堂島、高麗橋、長堀、高津、夕陽丘（入口に限る）、えびす町、四ツ橋、信濃橋（入口に限る）又は湊町（入口に限る）	A 欄に掲げる道路の通行時に、中野出口を利用した場合 9. 5km、水走出口を利用した場合 11. 6km、一般国道 163 号（第二阪奈道路）との接続部を利用した場合 12. 2km
	—	東大阪 J C T		
	東大阪ジャンクションから松原ジャンクションまで	松原 J C T		
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線 （西名阪自動車道）	松原ジャンクションから守口ジャンクションまで	守口 J C T	北浜、本町、道頓堀、夕陽丘（出口に限る）、なんば、信濃橋（出口に限る）、土佐堀又は湊町（出口に限る）	11. 4km
	松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	東大阪 J C T		9. 1km
	—	松原 J C T		12. 8km
	松原ジャンクションから守口ジャンクションまで	守口 J C T	堂島、高麗橋、長堀、高津、夕陽丘（入口に	11. 5km

	松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	東大阪 J C T	限る)、えびす町、四ツ橋、信濃橋（入口に限る）又は湊町（入口に限る）	8. 6km
	—	松原 J C T		12. 7km
一般国道 165 号（南阪奈道路）	美原ジャンクションから守口ジャンクションまで	守口 J C T	北浜、本町、道頓堀、夕陽丘（出口に限る）、なんば、信濃橋（出口に限る）、土佐堀又は湊町（出口に限る）	11. 4km
	美原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	東大阪 J C T		9. 1km
	美原ジャンクションから松原ジャンクションまで	松原 J C T		12. 8km
	美原ジャンクションから守口ジャンクションまで	守口 J C T	堂島、高麗橋、長堀、高津、夕陽丘（入口に限る）、えびす町、四ツ橋、信濃橋（入口に限る）又は湊町（入口に限る）	11. 5km
	美原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	東大阪 J C T		8. 6km
	美原ジャンクションから松原ジャンクションまで	松原 J C T		12. 7km

（注）上表の「E T C 2. 0 車」は、E T C 車のうち、一般財団法人 I T S サービス高度化機構が定める E T C 2. 0 車載器 D S R C 部使用規程第 1 条に規定する車載器 D S R C 部を使用し、国土交通省、六会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器の I D 付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針 1.（1）に規定する車載器の I D 付きプローブ情報の提供を行う自動車を用いる。

（3）実施する期間

この割引は令和 1 4 年 3 月 3 1 日までとする。

七. 神戸都心流入割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

E T C車のうち、兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路2号線及び兵庫県道高速神戸西宮線又は兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道生田川箕谷線を連続して通行する自動車並びに下表1の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する（A）、（B）及び（C）に掲げる区間（ただし、（A）に記載がない場合は（B）及び（C）に掲げる区間）の各区間を連続して通行する自動車

表1

	(A)	(B)	(C)
1	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション（名神）までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）吹田ジャンクションまで	高速自動車国道中国縦貫自動車道（中国自動車道）の吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで	兵庫県道高速北神戸線の西宮山口JCTから下表2に掲げる出入口のうち利用する出入口まで
2	—	高速自動車国道中国縦貫自動車道（中国自動車道）の中国吹田インターチェンジから西宮山口ジャンクションまで	
3	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の守口ジャンクションから吹田インターチェンジまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで	高速自動車国道中国縦貫自動車道（中国自動車道）の吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで	

表2

出入口
生田川、京橋、柳原、湊川、神戸長田、国道2号、二宮、神若、新神戸駅

（2）割引後の額

- ① 一般国道2号（第二神明道路）のうち利用するインターチェンジから兵庫県道高速北神戸線との利用する接続部まで及び兵庫県道高速北神戸線の一般国道2号（第二神明道路）との利用する接続部から上表2に掲げる出入口までを連続して通行する場合の料金の額が、次の算式により算出した額を超える場合は、次の算式により算出した額を割引後の額とする。

$$X - Y$$

（注）この算式においてX、Yはそれぞれ次の数値を表すものとする。この場合において、一般国道2号（第二神明道路）の料金の額は、

西日本高速道路株式会社が道路整備特別措置法第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度（ただし、割引制度については、本割引に重複して適用される割引のうち適用順序が先のものに限る。）を適用した額とする。

X：兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道2号（第二神明道路）との接続部から上表2に掲げる出入口のうち利用する出入口まで（ただし、上表2に掲げる出入口のうち国道2号出入口、二宮入口、神若出口又は新神戸駅出口を利用する場合は生田川出入口までとし、神戸長田出入口を利用する場合は湊川出入口までとする。）の区間と一般国道2号（第二神明道路）のうち利用するインターチェンジから兵庫県道高速神戸西宮線との接続部までの区間を連続して通行した場合の料金の額の合計額

Y：一般国道2号（第二神明道路）のうち利用するインターチェンジから兵庫県道高速北神戸線との利用する接続部までの区間の料金の額

- ② 下表3に掲げる出入口等と上表2に掲げる出入口の組合せで連続して通行した場合の料金の額が次のイ又はロの額を超える場合は、イ又はロのいずれか低い額を割引後の額とする。
- イ 下表3に掲げる各出入口等から上表2に掲げる出入口のうち利用する出入口まで（ただし、上表2に掲げる出入口のうち国道2号出入口、二宮入口、神若出口又は新神戸駅出口を利用する場合は生田川出入口までとし、神戸長田出入口を利用する場合は湊川出入口までとする。）通行した場合の料金の額
- ロ 一般国道2号（第二神明道路）のうち兵庫県道高速北神戸線に連続して通行可能なインターチェンジを利用した場合の上記①のXの料金の額のうち、最も低い額となる料金の額

表3

出入口等
永井谷、前開、布施畑JCT、布施畑東

- ③ 上表1の（A）、（B）及び（C）に掲げる区間（ただし、（A）に記載が無い場合は（B）及び（C）に掲げる区間）の各区間を連続して通行する場合の料金の額の合計額が、次の額を超える場合は、次の額を西日本高速道路株式会社及び会社の割引後の額の合計額とする。

下表4のうち上表1と同一の項の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する（D）、（E）及び（F）に掲げる区間（ただし、（D）に記載が無い場合は（E）及び（F）に掲げる区間）の各区間を連続して通行する場合の料金の額の合計額

（注）記〔4〕七における西日本高速道路株式会社及び会社が管理する道路の料金の額は、道路整備特別措置法第3条の規定に基づく国

土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度（ただし、割引制度については、本割引に重複して適用される割引のうち適用順序が先のものに限る。）を適用した額とする。

表 4

	(D)	(E)	(F)
1	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション（名神）までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田ジャンクションまで	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田ジャンクションから西宮インターチェンジまで	兵庫県道高速神戸西宮線の西宮 I C から上表 2 に掲げる出入口のうち利用する出入口まで（ただし、利用する出入口が（C）において国道 2 号、二宮、神若又は新神戸駅の場合は（F）において生田川とし、（C）において神戸長田の場合は（F）において湊川とする。）
2	－	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田インターチェンジから西宮インターチェンジまで	
3	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の守口ジャンクションから吹田インターチェンジまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで		

(3) 実施する期間

この割引は令和 1 4 年 3 月 3 1 日までとする。

八. 大阪都心迂回利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C 車のうち、下表 1 の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する（A）、（B）及び（C）に掲げる区間（ただし、（A）に記載が無い場合は（B）及び（C）に掲げる区間）の各区間を連続して通行する自動車

表 1

	(A)	(B)	(C)
1	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション（名	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の吹田インターチェンジから松原ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線の松原 J C T から大阪府道高

	神) までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田インターチェンジまで		速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで（ただし、大阪府道高速大和川線の全線を通行する場合に限る。）
2	－		
3	－	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の吹田インターチェンジから守口ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジ（ただし、吹田インターチェンジを除く。）から松原ジャンクションまで	
4	一般国道1号（第二京阪道路）のうち利用するインターチェンジ〔ただし、ETC2.0車は、ジャンクション（他道路との接続部を含む。）を含む。〕から門真ジャンクションまで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち門真ジャンクションから松原ジャンクションまで	
5	－	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の守口ジャンクションから東大阪ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから松原ジャンクションまで	
6	大阪府道高速大阪東大阪線の一般国道163号（第二阪奈道路）との接続部から東大阪JCTまでの区間のうち利用する出入口等から東大阪JCTまで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち東大阪ジャンクションから松原ジャンクションまで	

(2) 割引後の額

上表1の(A)、(B)及び(C)に掲げる区間（ただし、(A)に記載が無い場合は(B)及び(C)に掲げる区間）を連続して通行する場合の料金の額の合計額が、次の額を超える場合は、次の額を西日本高速道路株式会社及び会社の割引後の額の合計額とする。

下表2のうち上表1と同一の項（ただし、項1については項1-1又は項1-2、項2については項2-1又は項2-2の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する(D)及び(E)に掲げる区間を連続して通行する場合の料金の額の合計額が低い項）の(D)及び(E)に掲げる区間を連続して通行する場合の料金の額の合計額

(注) 記〔４〕八における西日本高速道路株式会社及び会社が管理する道路の料金の額は、道路整備特別措置法第３条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度（ただし、割引制度については、本割引に重複して適用される割引のうち適用順序が先のものに限る。）を適用した額とする。

表２

		(D)	(E)
1	1-1	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション（名神）までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の豊中インターチェンジまで	大阪府道高速大阪池田線の豊中南（名神）出入口から大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで
	1-2	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション（名神）までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田インターチェンジまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の吹田インターチェンジから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線の守口ＪＣＴから大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで
2	2-1	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田インターチェンジから豊中インターチェンジまで	大阪府道高速大阪池田線の豊中南（名神）出入口から大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで
	2-2	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の吹田インターチェンジから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線の守口ＪＣＴから大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで
3		高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の吹田インターチェンジから守口ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線の守口ＪＣＴから大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで

4	一般国道1号(第二京阪道路)のうち利用するインターチェンジ〔ただし、ETC2.0車は、ジャンクション(他道路との接続部を含む。)を含む。〕から門真ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線(近畿自動車道)のうち門真ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線の東大阪JCTから大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで
5	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線(近畿自動車道)の守口ジャンクションから東大阪ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから東大阪ジャンクションまで	
6	大阪府道高速大阪東大阪線の一般国道163号(第二阪奈道路)との接続部から東大阪JCTまでの区間のうち利用する出入口等から東大阪JCTまで	

九. 神戸都心迂回利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、下表1の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する(A)、(B)、(C)及び(D)に掲げる区間(ただし、(A)に記載が無い場合は(B)、(C)及び(D)に掲げる区間)の各区間を連続して通行する自動車

表1

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	高速自動車国道中央自動車道西宮線(名神高速道路)の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線(新名神高速道路)の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション(名神)までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線(名神高速道路)の吹田ジャンクションまで	高速自動車国道中国縦貫自動車道(中国自動車道)の吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで	兵庫県道高速北神戸線の西宮山口JCTから一般国道2号(第二神明道路)との利用する接続部まで	一般国道2号(第二神明道路)の兵庫県道高速北神戸線との利用する接続部から明石西インターチェンジまでの区間のうち利用するインターチェンジまで
2	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線(近畿自動車道)の守口ジャンクションから吹田インターチェンジまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで			

3	—	高速自動車国道中国縦貫自動車道（中国自動車道）の中国吹田インターチェンジから西宮山口ジャンクションまで		
4	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の東大阪ジャンクションから守口ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで	高速自動車国道中国縦貫自動車道（中国自動車道）の吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで		
5	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで			
6	一般国道1号（第二京阪道路）のうち利用するインターチェンジ〔ただし、ETC2.0車は、ジャンクション（他道路との接続部を含む。）を含む。〕から門真ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち門真ジャンクションから吹田インターチェンジまで			
7	大阪府道高速大阪東大阪線の一般国道163号（第二阪奈道路）との接続部から東大阪JCTまでの区間のうち利用する出入口等から東大阪JCTまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の東大阪ジャンクションから吹田インターチェンジまで			
8	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪自動車道）のうち利用するインターチェンジ又はジャンクションから松原ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで			

9	一般国道 165 号（南阪奈道路）のうち利用するインターチェンジから美原ジャンクションまで、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線（阪和自動車道）のうち美原ジャンクションから松原ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで			
10	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線（阪和自動車道）の松原ジャンクションから美原ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから松原ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで			

（2）割引後の額

上表 1 の（A）、（B）、（C）及び（D）に掲げる区間（ただし、（A）に記載が無い場合は（B）、（C）及び（D）に掲げる区間）を連続して通行する場合の料金の額の合計額が、次の額を超える場合は、次の額を西日本高速道路株式会社及び会社の割引後の額の合計額とする。

下表 2 のうち上表 1 と同一の項の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する（E）、（F）、（G）及び（H）に掲げる区間（ただし、（E）に記載が無い場合は（F）、（G）及び（H）に掲げる区間、（F）に記載が無い場合は（E）、（G）及び（H）に掲げる区間）を連続して通行する場合の料金の額の合計額

（注）記〔4〕九における西日本高速道路株式会社及び会社が管理する道路の料金の額は、道路整備特別措置法第 3 条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度（ただし、割引制度については、本割引に重複して適用される割引のうち適用順序が先のものに限る。）を適用した額とする。

表 2

	（E）	（F）	（G）	（H）
1	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション（名神）までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田ジャンクシ	兵庫県道高速神戸西宮線の西宮 I C から一般国道 2 号（第二神明道路）との接続部まで	一般国道 2 号（第二神明道路）の兵庫県道高速神戸西宮

	国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田ジャンクションまで	ヨンから西宮インターチェンジまで		線との接続部から明石西インターチェンジまでの区間のうち兵庫県道高速神戸西宮線との接続部から利用するインターチェンジまで
2	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の守口ジャンクションから吹田インターチェンジまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田インターチェンジから西宮インターチェンジまで		
3	－			
4	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の東大阪ジャンクションから守口ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから守口ジャンクションまで	－	大阪府道高速大阪守口線の守口 J C T から兵庫県道高速北神戸線の一般国道 2 号（第二神明道路）との利用する接続部まで	一般国道 2 号（第二神明道路）の兵庫県道高速北神戸線との利用する接続部から明石西インターチェンジまでの区間のうち兵庫県道高速北神戸線との利用する接続部から利用するインターチェンジまで
5	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから東大阪ジャンクションまで		大阪府道高速大阪東大阪線の東大阪 J C T から兵庫県道高速北神戸線の一般国道 2 号（第二神明道路）との利用する接続部まで	
6	一般国道 1 号（第二京阪道路）のうち利用するインターチェンジ〔ただし、E T C 2. 0 車は、ジャンクション（他道路との接続部を含む。）を含む。〕から門真ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち門真ジャンクションから東大阪ジャンクションまで			
7	大阪府道高速大阪東大阪線の一般国道 163 号（第二阪奈道路）との接続部から東大阪 J C T までの区間のうち利用する出入口等から東大阪 J C T まで			

8	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪自動車道）のうち利用するインターチェンジ又はジャンクションから松原ジャンクションまで		大阪府道高速大阪松原線の松原 J C T から兵庫県道高速北神戸線の一般国道 2 号 (第二神明道路) との利用する接続部まで	
9	一般国道 165 号 (南阪奈道路) のうち利用するインターチェンジから美原ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 (阪和自動車道) のうち美原ジャンクションから松原ジャンクションまで			
10	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 (阪和自動車道) の松原ジャンクションから美原ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから松原ジャンクションまで			

十. 短距離区間利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C 車のうち、入口等 A から当該入口等 A の直後の出口等 B までの利用距離が 4.3 km 以下である区間を通行する自動車。なお、当該 B を入口等として当該 A を出口等として通行する場合において、当該 B A 区間 (B から A 方向に通行する間に他の出口がある場合も含む。) においても当該割引を適用する。ただし、記〔3〕二 (1) の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引後の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が、記〔3〕一の表 1 に掲げる車種区分に応じた料金の額を超える場合は、当該料金の額を適用する。
なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(3) 実施する期間

この割引は令和 14 年 3 月 31 日までとする。

十一. 池田線時間帯割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C 車のうち、大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち神田出入口から池田木部出入口までの区間の全部又は一部の

区間のみを通行する自動車

(2) 割引後の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる区分、入口流入時間帯及び車種ごとに、割引後の額を超える場合、同表の割引後の額を適用する。

区分	入口流入時間帯	割引後の額（円）	
		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
平日 （月曜日～金曜日）	6：00 以後～9：00 前	142. 857	285. 714
	17：00 以後～20：00 前		

（注）平日（月曜日～金曜日）は、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。）を除く。

(3) 実施する期間

この割引は令和14年3月31日までとする。

十二. 西大阪線端末区間割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち北津守出入口から安治川出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

(2) 割引後の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が下表に掲げる割引後の額を超える場合は、ETC車は、下表1に掲げる入口流入時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用し、現金車は下表2に掲げる料金支払時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表1

区分	入口流入時間帯	割引後の額（円）	
		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
全日	6：00 以後～22：00 前	190. 476	380. 952
	0：00 以後～6：00 前	95. 238	190. 476
	22：00 以後～24：00 前		

表2

区分	料金支払時間帯	割引後の額（円）
----	---------	----------

		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
全日	終日	190.476	380.952

(3) 実施する期間

この割引は令和14年3月31日までとする。

十三. 深夜割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に最初の入口等に流入する自動車。ただし、記〔3〕二(1)の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

20%とする。

十四. 大和川線・堺線乗継割引

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、出入口等から大阪府道高速大和川線鉄砲(西行)出入口又は鉄砲(東行)出入口までと大阪府道高速大阪堺線住之江出入口から出入口等までを引継いで通行する自動車(ただし、住之江出入口と鉄砲(西行)出入口又は鉄砲(東行)出入口の間を会社が別に定める時間内に通行する場合に限る。また、会社が別に定める日までの間にあっては、午前6時から午後8時までの間に再流入入口を通行する場合を除く。)

(2) 割引内容

E T Cシステムに(1)に定める通行実績を記録したE T C車について、これを1回の通行とみなし、阪神高速道路を流出するまでの利用距離と引継いで阪神高速道路に再流入してからの利用距離を合算した距離を利用距離とする。

(3) 実施する期間

この割引は令和14年3月31日までとする。

十五. 関西国際空港方面割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、大阪府道高速湾岸線の出入口等と下表1に掲げる出入口の組合せで連続して通行する自動車

表 1

出入口
堂島、北浜、高麗橋、本町、長堀、道頓堀、高津、夕陽丘、えびす町、なんば、四ツ橋、信濃橋、土佐堀、出入橋、梅田、法円坂、湊町又は阿波座

(2) 割引後の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が下表 2 に掲げる車種区分に応じた割引後の額を超える場合には、下表 2 に掲げる車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表 2

車種区分	割引後の額 (円)
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1414.6368
大型車	1888.8756
特大車	3048.1260

(3) 実施する期間

この割引は令和 1 4 年 3 月 3 1 日までとする。

十六. 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

(1) 割引を適用する自動車

E T C 車

(2) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて実施する期間を設定する。

(4) 割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて設定する。

(5) 事前の届出

個々の企画割引ごとに記（１）から記（４）までの内容について、事前に機構に届出をする。

十七. 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

(2) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(4) 割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(5) 事前の届出

個々の社会実験ごとに記（１）から記（４）までの詳細について、事前に機構に届出をする。

十八. 割引相互間の適用関係

(1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割引、神戸都心迂回利用割引及び大和川線・堺線乗継割引（以下「障割重複割引等」という。）に限るものとし、障割重複割引等を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、障害者割引との重複適用のない割引（以下「非重複割引等」という。）を適用した場合の方が低い額になる場合は、非重複割引等を適用する。

(2) ETC路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割引、神戸都心迂回利用割引、深夜割引及び大和川線・堺線乗継割引（以下「路バス重複割引等」という。）に限るものとし、路バス重複割引等を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。なお、ETC路線バス割引と重複適用のない割引との割引適用の順序はETC路線バス割引を優先とする。

(3) 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、事業者向け大口・多頻度割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割引、神戸都心迂回利用割引、短距離区間利用割引、池田線時間帯割引、西大阪線端末区間割引、深夜割引、大和川線・堺線乗継割引及び関西国際空港方面割引相互間の重複適用関係等については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

○・・・重複適用あり
 ×・・・重複適用なし
 －・・・重複し得ない

	上限												
環境	○	環境											
大口	○	○	大口										
大流	－	－	○	大流									
神流	－	－	○	－	神流								
大迂	○	－	○	－	－	大迂							
神迂	○	－	○	－	－	－	神迂						
短距	－	×	○	－	○	○	○	短距					
池田	－	－	○	－	－	－	－	×	池田				
西大	－	－	○	－	－	－	－	×	－	西大			
深夜	○	○	○	○	○	○	○	○	－	×	深夜		
乗継	○	○	○	×	×	×	×	－	－	－	○	乗継	
関空	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	○	×	関空

(注) 「上限」は上限料金の引下げに係る割引、「環境」は環境ロードプライシング割引、「大口」は事業者向け大口・多頻度割引、「大流」は大阪都心流入割引、「神流」は神戸都心流入割引、「大迂」は大阪都心迂回利用割引、「神迂」は神戸都心迂回利用割引、「短距」は短距離区間利用割引、「池田」は池田線時間帯割引、「西大」は西大阪線端末区間割引、「関空」は関西国際空港方面割引、「深夜」は深夜割引、「乗継」は大和川線・堺線乗継割引をそれぞれ指すものとする。

② 割引適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	大和川線・堺線乗継割引
2	上限料金の引下げに係る割引
3	環境ロードプライシング割引
4	短距離区間利用割引又は池田線時間帯割引若しくは西大阪線端末区間割引を比較して割引後の額が低い額となる割引又は関西国際空港方面割引
5	大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割引又は神戸都心迂回利用割引
6	深夜割引
7	事業者向け大口・多頻度割引

〔5〕消費税等の取扱い及び料金の単位

次の各号に掲げる額について、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

- 一. 記〔1〕二（2）に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額
- 二. 記〔2〕一並びに〔3〕一、二（2）、（3）及び三に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額
- 三. 記〔4〕一、四、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四及び十五に定める割引を適用した額（記一、四、七、八、九、十、十一、十二及び十五に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）

〔6〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和5年3月31日までとする。

〔7〕その他

- 一. 乗継について

阪神高速道路のうち下表のA路線欄に掲げる路線とB路線欄に掲げる路線とを引続き通行する場合（ただし、会社が別に定める出入口等を通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はE T Cシステムに当該通行実績を記録したE T C車それぞれについて、会社が別に定める期間、これを1回の通行とみなす。（ただし、乗継券の提出による乗継は、会社が別に定める出入口等をE T C専用施設のみが設置された出入口等に変更するときまでとする。）なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、同表について軽微な変更を行う場合には、事前に機構に届出をする。

A路線	B路線	備考
大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（大浜出入口以南）	A路線とB路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線（摩耶出入口以西）	兵庫県道高速湾岸線	
大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（堂島入口以東）	A路線からB路線へ通行する場合に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	A路線とB路線とをE T C車で通行する場合に限る。

二. 実施期日

記〔1〕から記〔5〕に掲げる事項は令和6年6月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路電送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（以下該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車か軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車か軽自動車等又は普通車である連結車両	イないしロに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両

大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして阪神高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌ又はヒに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びフに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（リに該当するものを除く。）

○ 出入口等の相互間の利用距離（単位：km）

- ・「一」…距離を算出できない、又は通常通行されない経路
- ・E T C専用施設のみが設置された出入口等は「E T C」と表記する。

[illegible]

					信濃橋入口	土佐堀
					5.1	0.9
					8.2	0.9
	湊町 J C T	四ツ橋	信濃橋出口	西船場 J C T	5.5	0.7
			0.7	0.7	8.2	-
			0.7	-	-	1.6
		4.6	1.6	2.8	6.6	2.5
なんば	6.4	5.5	-	4.8	7.5	-
えびす町	1.5	-	3.1	3.1	-	4.0
えびす J C T	3.8	4.8	3.5	3.8	6.8	4.4
夕陽丘入口	2.5	-	4.1	4.1	-	5.0
夕陽丘出口	5.1	4.2	-	3.5	6.2	-
高津	1.2	-	2.8	2.8	-	3.7
道頓堀	3.9	3.0	-	2.3	5.0	-
長堀 (E T C)	2.1	-	3.7	3.7	-	4.6
東船場 J C T	2.8	1.9	4.3	1.2	3.9	2.1
本町	5.0	4.1	-	3.4	3.4	-
高麗橋	3.3	-	4.9	1.8	-	2.7
天神橋 J C T	4.1	3.3	5.6	2.6	2.6	3.4
北浜	3.8	2.9	-	2.2	2.2	-
堂島	4.9	-	6.5	3.4	-	4.3
中之島 J C T	4.1	2.1	6.8	2.6	1.4	4.6

西船場 JCT（16号大阪港線と3号神戸線とを1号環状線を介して往来する場合）の特例

西船場 J C T	西船場 J C T
	5.1

大阪府道高速大阪池田線・兵庫県道高速大阪池田線 (1 1 号池田線・池田延伸線)														池田木部		
														川西小花		
														-		
														-		
														神田 (E T C、 入口に限る。)	1.1	3.2
														-		
														-		
														-		
														池田	-	-
														-		
														-		
														-		
														大阪空港	-	-
														-		
														-		
														-		
														豊中北	2.2	3.4
														-		
														-		
														-		
														豊中南 (北行)	-	3.4
														-		
														-		
														-		
														豊中南 (名神)	-	-
														-		
														-		
														-		
														加島	-	-
														-		
														-		
														-		
														塚本	1.8	3.6
														-		
														-		
														-		
														福島	-	-
														-		
														-		
														-		
														中之島 (E T C)	0.4	-
														-		
														-		
														-		
中之島 J C T														出入橋	-	-
														-		
														-		
														-		
														0.5	-	-
														-		
														-		
														-		

										松原 J C T	
								大堀		-	
大阪府道高速大阪松原線 (1 4 号松原線)								三宅 J C T		0.9	
						喜連瓜破 (E T C)		-		-	
				平野 (E T C)		-		-		-	
				駒川		2.6		-		4.5	
				-		-		-		-	
				文の里 (E T C)		4.5		-		8.2	
				阿倍野		6.3		-		8.9	
				天王寺		-		-		-	
				-		-		-		-	
えびす J C T				-		-		-		-	
				0.6		0.7		-		11.4	
				-		4.8		-		7.7	
				-		-		9.5		-	
				-		-		-		12.1	

大阪府道高速大阪堺線・大阪市道高速道路西大阪線 (1 5 号堺線・1 7 号西大阪線)										安治川							
										-							
										大正東		大正西		芥天町		-	
										0.5		1.5					
										-		-		-		-	
										0.3		-		2.1		3.1	
										10.3		-		12.1		13.1	
										9.7		-		11.5		12.5	
										6.4		-		8.2		9.2	
										3.7		-		5.5		6.5	
										2.1		4.8		8.1		8.7	
										3.4		6.1		9.4		10.0	
湊町 J C T										4.3		7.0		10.3		10.9	
										5.6		8.3		11.6		12.2	
										5.6		8.3		11.6		12.2	
										-		-		-		-	

大阪府道高速大阪東大阪線 (16号大阪港線)						天保山・ 天保山 J C T
					波除	3.2
			西長堀	本田・九条	-	-
		阿波座 J C T	-	0.7	-	5.6
	阿波座	-	-	-	-	-
西船場 J C T		0.4	-	1.5	-	6.4
	-	0.9	-	2.0	-	6.9

[illegible]

				柳原	淡川（ETC）・ 淡川JCT	若宮	月見山	第二神明
生田川	京橋			柳原	淡川（ETC）・ 淡川JCT	若宮	月見山	第二神明
					1.9	3.9	5.2	5.4
					5.3	7.3	8.6	8.8
摩耶	2.3	3.5	6.9	8.8	10.8	12.1	12.3	
魚崎	-	-	-	-	-	-	-	-
深江	8.2	9.4	12.8	14.7	16.7	18.0	18.2	
芦屋	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮	12.8	14.0	17.4	19.3	21.3	22.6	22.8	
西宮IC	15.1	16.3	19.7	21.6	23.6	24.9	25.1	
西宮JCT（仮称）	-	-	-	-	-	-	-	-
武庫川	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎西	18.9	20.1	23.5	25.4	27.4	28.7	28.9	
尼崎東	-	-	-	-	-	-	-	-
大和田（ETC）	24.5	25.7	29.1	31.0	33.0	34.3	34.5	
姫島（ETC）	-	-	-	-	-	-	-	-
海老江（ETC）・海老江JCT	26.5	27.7	31.1	33.0	35.0	36.3	36.5	
中之島西（ETC）	28.7	29.9	33.3	35.2	37.2	38.5	38.7	
西長堀	29.3	30.5	33.9	35.8	37.8	39.1	39.3	
阿波座JCT	29.6	30.8	34.2	36.1	38.1	39.4	39.6	

(注)「湊川(ETC)・湊川JCT」の「ETC」は若宮方向に進行する入口に限る。

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線・一般国道２号（大阪湾岸道路西伸部） （４号・５号湾岸線）														中島	
														尼崎東海岸 （ＥＴＣ）	－
														尼崎末広	－
														鳴尾浜 （ＥＴＣ）	－
														甲子園浜 （ＥＴＣ）	－
														西宮浜 （ＥＴＣ）	－
														西宮浜ＪＣＴ （仮称）	－
														南芦屋浜 （ＥＴＣ）	－
														深江浜 （ＥＴＣ）	－
														住吉浜・ 魚崎浜（ＥＴＣ）	－
														六甲アイランド 北	－
														六甲アイランド 西（仮称）	－
														ポートアイランド 東（仮称）	－
														ポートアイランド 西（仮称）	－
														駒栄（仮称）	－
														湊川ＪＣＴ	－
														0.4	－
														5.3	12.0
														5.7	12.4
														－	14.9
														－	17.4
														－	18.5
														－	20.9
														－	22.0
														－	22.4
														－	26.6
														－	27.4
														－	27.8

[illegible]

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線・一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部） （4号・5号湾岸線）								りんくう J C T
	岸和田北 (E T C)	岸和田南 (北行) (E T C)	岸和田南 (南行) (E T C)	貝塚 (北行) (E T C)	貝塚 (南行) (E T C)	泉佐野北 (E T C)	泉佐野南	-
								-
								5.0
								-
								7.5
								-
		3.2	-	5.3	-	8.8	11.0	11.9
泉大津（南行）	2.3	5.5	-	7.6	-	11.1	13.3	14.2
泉大津（北行）（E T C）	-	-	-	-	-	-	-	-
助松	5.0	8.2	-	10.3	-	13.8	16.0	16.9
高石（E T C）	6.8	10.0	-	12.1	-	15.6	17.8	18.7
浜寺（E T C）	-	-	-	-	-	-	-	-
石津（E T C）	10.3	13.5	-	15.6	-	19.1	21.3	22.2
出島（E T C）	-	-	-	-	-	-	-	-
大浜	13.1	16.3	-	18.4	-	21.9	24.1	25.0
三宝（E T C）・三宝 J C T	15.7	18.9	-	21.0	-	24.5	26.7	27.6
南港南（E T C）	18.2	21.4	-	23.5	-	27.0	29.2	30.1
南港中	-	-	-	-	-	-	-	-
南港北	-	-	-	-	-	-	-	-
天保山・天保山 J C T	24.4	27.6	-	29.7	-	33.2	35.4	36.3
湾岸舞洲（E T C）・北港 J C T	26.5	29.7	-	31.8	-	35.3	37.5	38.4
中島	29.1	32.3	-	34.4	-	37.9	40.1	41.0
尼崎東海岸（E T C）	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎末広	31.4	34.6	-	36.7	-	40.2	42.4	43.3
鳴尾浜（E T C）	33.6	36.8	-	38.9	-	42.4	44.6	45.5
甲子園浜（E T C）	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮浜（E T C）	36.9	40.1	-	42.2	-	45.7	47.9	48.8
西宮浜 J C T（仮称）	37.1	40.3	-	42.4	-	45.9	48.1	49.0
南芦屋浜（E T C）	-	-	-	-	-	-	-	-
深江浜（E T C）	40.6	43.8	-	45.9	-	49.1	51.6	52.5
住吉浜・魚崎浜（E T C）	43.1	46.3	-	48.4	-	51.9	54.1	55.0
六甲アイランド北	43.9	47.1	-	49.2	-	52.7	54.9	55.8
六甲アイランド西（仮称）	-	-	-	-	-	-	-	-
ポートアイランド東（仮称）	49.1	52.3	-	54.4	-	57.9	60.1	61.0
ポートアイランド西（仮称）	-	-	-	-	-	-	-	-
駒栄（仮称）	58.0	61.2	-	63.3	-	66.8	69.0	69.9
湊川 J C T	58.4	61.6	-	63.7	-	67.2	69.4	70.3

神戸市道高速道路湾岸線
（相互利用区間）

名谷 J C T	垂水 J C T
	1.2

大阪市道高速道路淀川左岸線・一般国道1号（淀川左岸線延伸部） （2号淀川左岸線）							西日本・阪神 接続部（仮称）	
淀川左岸舞洲（ETC）・ 北港 JCT	島屋・ ユニバ・サザン	正蓮寺川	大開	海老江北（仮称）・ 蔭若江 JCT	大淀（仮称）	豊崎（仮称）	内環（仮称）	0.3
				2.0	4.2	-	7.4	
				-	-	-	-	
				-	-	-	-	
				-	-	-	-	
				-	-	-	-	
	0.9	-	4.8	6.0	8.0	10.2	-	17.6

大阪府道高速大和川線 （6号大和川線）							三宅 J C T
三宝（E T C）・ 三宝 J C T	鉄砲 （西行）	鉄砲 （東行）	常磐 （西行）	常磐 （東行）	天美 （E T C）	三宅西（E T C、 入口に近る。）	0.6
				-	1.5	-	3.4
				-	-	-	-
				-	5.7	-	7.6
				-	-	-	-
	1.4	-	5.2	-	7.8	-	9.7

[illegible]

(注)「前開(ETC)」の「ETC」は永井谷方向へ進行する入口及び永井谷方向から進行して流出する出口に限る。

	五社 (E T C)	柳谷 J C T
西宮山口東 (E T C) ・西宮山口 J C T	-	-
西宮山口南 (E T C)	-	-
有馬川 (E T C)	-	-
からと東 (E T C)	2.7	4.5
からと西 (E T C)	-	-
箕谷 (E T C) ・箕谷 J C T	9.6	11.4
藍那 (E T C)	14.2	16.0
しあわせの村	17.1	18.9
白川 J C T	18.1	19.9
布施畑東 (E T C)	19.0	20.8
布施畑西 (E T C) ・布施畑 J C T	20.5	22.3
前開 (E T C)	23.0	24.8
永井谷	25.9	27.7
永井谷 J C T	26.3	28.1
伊川谷 J C T	27.8	29.6

神戸市道高速道路2号線 (31号神戸山手線)			白川南	白川JCT
				2.7
湊川JCT	神戸長田	妙法寺 (ETC)	-	-
		3.5	4.6	7.3
		5.3	6.4	9.1

神戸市道生田川箕谷線
(32号新神戸トンネル)

国道 2 号	二宮・神若	新神戸駅	箕谷・箕谷 J C T
			6.9
	-	-	7.7
	-	-	8.5

一般国道43号
(名神湾岸連絡線)

西宮 JCT (仮称)	名湾西宮浜 (仮称)・ 西宮浜 JCT (仮称)
	2.4

- ・ E T C専用施設のみが設置された出入口等は「E T C」と表記する。

出入口等間	利用距離 (km)
神田出口	3.2
東大阪荒本出口・東大阪 J C T出口（中野方向から進行して流出する出口等に限る。）	3.6
三宅西出口	2.2
北津守出口	3.1
大正西出口	1.5
前開出口（永井谷方向から進行して流出する出口に限る。）（E T C）	4.8
箕谷出口（二宮方向から進行して流出する出口に限る。）	8.5

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特 1

(協定第 4 条第 3 項及び第 5 条第 3 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 3 号、4 号及び 5 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪松原線等に関する
特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額（改築）

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事		
(1) 路線名	大阪府道高速大阪松原線	兵庫県道高速神戸西宮線
(2) 工事の区間		
(イ) 工事の区間	大阪市平野区喜連西から 大阪市平野区瓜破西まで	兵庫県神戸市中央区波止場町付近
(ロ) 延長	0.2キロメートル	0.3キロメートル
(3) 工事方法		
(イ) 工事の概要	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する
(ロ) 道路の区分	第2種第2級（道路構造令）	第2種第2級（道路構造令）
(ハ) 設計速度		
設計区間	大阪市平野区喜連西から 大阪市平野区瓜破西まで	兵庫県神戸市中央区波止場町付近
設計速度（キロメートル/時）	60キロメートル/時	60キロメートル/時
延長（キロメートル）	0.2キロメートル	0.3キロメートル
摘要		
(ニ) 設計自動車荷重	245kN（B活荷重）	245kN（B活荷重）
(ホ) 車線の幅員	3.25メートル	3.25メートル
(ヘ) 車線の数		
設計区間	大阪市平野区喜連西から 大阪市平野区瓜破西まで	兵庫県神戸市中央区波止場町付近
工事施工	4車線	4車線
用地買収	—	—
摘要		

		機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事	
路線名		大阪府道高速大阪松原線	兵庫県道高速神戸西宮線
	(ト) 路肩の標準幅員		
	橋梁高架部分		
	往復分離しない区間（メートル）	左側：1.75メートル	左側：1.25メートル
	往復分離する区間（メートル）	—	—
	摘要		
	トンネル部分		
	往復分離しない区間（メートル）	—	—
	往復分離する区間（メートル）	—	—
	摘要		
	土工（掘割）部分		
	往復分離しない区間（メートル）	—	—
	往復分離する区間（メートル）	—	—
	摘要		
	(チ) 付加車線の標準幅員	—	—
	(リ) 中央帯の標準幅員	2.00メートル	1.80メートル
	(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法	—	—
(４) 工事予算		24,206百万円	25,322百万円
(５) 工事の着手及び完成予定年月日			
	(イ) 工事の着手年月日	令和2年4月1日	令和4年3月31日
	(ロ) 工事の完成予定年月日	令和8年3月31日	令和11年3月31日
債務引受限度額（消費税込み）		28,154百万円	29,941百万円
	うち、助成対象基準額	26,924百万円	28,634百万円
備考		喜連瓜破付近	京橋付近

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特 2

(協定第 4 条第 3 項及び第 5 条第 3 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 3 号、4 号及び 5 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪池田線等に関する
特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額(修繕)

1. 工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
大豊橋付近		
大阪府道高速 兵庫県道高速 大阪池田線	大阪市淀川区加島二丁目	尼崎市戸ノ内町四丁目
法門坂付近		
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市中央区馬場町	大阪市中央区馬場町
湊町付近		
大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区難波一丁目	大阪市中央区難波二丁目
湊川付近		
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市兵庫区駅南通四丁目	神戸市長田区梅ヶ香町二丁目
湊町～本町、塚本～福島、南森町～長柄、芦原～住之江		
大阪府道高速大阪池田線	大阪市中央区西心斎橋二丁目	大阪市中央区本町一丁目
大阪府道高速大阪池田線	大阪市福島区海老江三丁目	大阪市淀川区塚本一丁目
大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区西天満一丁目	大阪市北区長柄東一丁目
大阪府道高速大阪堺線	大阪市浪速区桜川三丁目	大阪市住之江区東加賀屋四丁目
その他（上記を除く区間）		
大阪府道高速 兵庫県道高速 大阪池田線	大阪市西成区山王	池田市木部町
大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区中之島	守口市大日町
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市港区港晴	東大阪市西石切町
大阪府道高速大阪松原線	大阪市西成区山王	松原市大堀町
大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区高津	堺市堺区翁橋町
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市西区西本町	大阪市西淀川区佃
大阪府道高速湾岸線	大阪市西淀川区中島	泉佐野市りんくう往来北
大阪市道高速道路森小路線	大阪市旭区中宮	大阪市旭区新森
大阪市道高速道路西大阪線	大阪市西成区南開	大阪市港区弁天
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市須磨区月見山町	西宮市今津水波町
兵庫県道高速大阪西宮線	尼崎市東本町	西宮市今津水波町
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東	尼崎市東海岸町
兵庫県道高速北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和	西宮市山口町下山口

(2) 機構法第13条第1項第4号に規定する後行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
新神戸トンネル		
神戸市道生田川箕谷線	神戸市中央区二宮、吾妻通	神戸市北区山田町下谷上
その他（上記を除く区間）		
大阪府道高速 兵庫県道高速 大阪池田線	大阪市西成区山王	池田市木部町
大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区中之島	守口市大日町
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市港区港晴	東大阪市西石切町
大阪府道高速大阪松原線	大阪市西成区山王	松原市大堀町
大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区高津	堺市堺区翁橋町
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市西区西本町	大阪市西淀川区佃
大阪府道高速湾岸線	大阪市西淀川区中島	泉佐野市りんくう往来北
大阪市道高速道路森小路線	大阪市旭区中宮	大阪市旭区新森
大阪市道高速道路西大阪線	大阪市西成区南開	大阪市港区弁天
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市須磨区月見山町	西宮市今津水波町
兵庫県道高速大阪西宮線	尼崎市東本町	西宮市今津水波町
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東	尼崎市東海岸町

(3) 工事の内容

[illegible]

別紙特3を次のとおり改める。

別紙特3

(協定第5条第3項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪池田線等に関する
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

大阪府道高速大阪池田線等に関する
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H27	413
H28	255
H29	6,250
H30	15,011
R1	16,873
R2	5,798
R3	7,276
R4	16,148
R5	22,447
R6	39,810
R7	13,635
R8	147,063
R9	55,847
R10	56,042
R11	145,864
R12	20,055
R13	20,055
R14	20,055
R15	20,055
R16	0
R17	0
R18	56,128

(注1) 平成18年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年 3月 23日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長

高 松 勝

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長

上 松 英 司